

京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成20年3月3日

条例第1号

(設置の目的)

第1条 財源の調整を図り、財政の健全な運営に資するため、京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

2 前項に定めるもののほか、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入できるものとする。この場合において当該基金に編入する金額は、広域連合長がこれを定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。